

大阪市地域福祉基本計画全体の評価指標確認シート（令和6年3月末時点）
計画第3章に記載している施策の方向性ごとに設定した評価指標について、年度ごとの数値を確認します。

基本目標1	【施策の方向性】1－1 住民主体の地域課題の解決力強化					
	評価項目・評価指標	基準値（測定方法）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
気にかける・つながる・支えあう地域づくり	（1）地域での支え合い、助け合いの意識づくり					
	住んでいる地域で住民同士の「つながり」を感じる市民の割合	54.1% （令和元年度地域福祉実態調査）		48.9% （令和4年度地域福祉実態調査）		実態調査は3年ごとに実施。
	日常生活に関することで地域の人に手助けをしている市民の割合	40.2% （令和元年度地域福祉実態調査）		37.4% （令和4年度地域福祉実態調査）		実態調査は3年ごとに実施。
	（2）地域福祉活動への参加の促進					
	地域福祉活動に「関心がある」と答えた市民の割合	58.9% （令和元年度地域福祉実態調査）		57.6% （令和4年度地域福祉実態調査）		実態調査は3年ごとに実施。
	地域福祉活動に「参加したことがある」と答えた市民の割合	22.1% （令和元年度地域福祉実態調査）		17.6% （令和4年度地域福祉実態調査）		実態調査は3年ごとに実施。
	地域福祉活動に関する広報啓発実施回数	992回 （令和元年度実績報告書）	915回 （令和3年度実績報告書）	1221回(令和4年度実績報告書)	756回（令和5年度実績報告書）	
	「寄付したことがある」「したいと思う」と答えた市民の割合	73.3% （令和元年度地域福祉実態調査）		70.6% （令和4年度地域福祉実態調査）		実態調査は3年ごとに実施。
	市社協・区社協におけるボランティア登録者数	35,210人 （平成30年度実績）	27,160人 （令和3年度実績）	30,354人（令和4年度実績）	28,511人（令和5年度実績）	
	（3）住民が主体的に地域課題を把握し解決できる体制づくり					
	地域課題やニーズについて地域全体で解決に向け取り組む仕組みがある区の数	17区 （令和元年12月 地域福祉課調べ）	18区 （令和3年12月 地域福祉課調べ）	19区 （令和4年12月 地域福祉課調べ）	19区 （令和4年12月 地域福祉課調べ）	
	お住いの地域において家族や親類以外で困りごとを相談する人がいる市民の割合	68.6% （令和元年度地域福祉実態調査）		64.1% （令和4年度地域福祉実態調査）		実態調査は3年ごとに実施。
	（4）専門職による地域福祉活動への支援について					
	各区社会福祉協議会による地域福祉活動に対する支援への評価（5段階）	3.8点 （令和元年度実績報告書）	3.8点 （令和3年度実績報告書）	3.9点（令和4年度実績報告書）	4.0点（令和5年度実績報告書）	
	多様な事業主体が参画する協議体・ワーキングの開催回数（生活支援体制整備事業）	259回 （令和元年度実績）	538回	582回	582回	

施策の方向性ごとの総合評価

施策の方向性ごとに評価し、成果や課題の抽出及び改善方策の検討をおこないます。

【施策の方向性】 1－1 住民主体の地域課題の解決力強化			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
達成状況	① 効果が表れている ② さらに力を入れて推進する必要がある ③ 取り組み内容等を見直す必要がある	① 効果が表れている ② さらに力を入れて推進する必要がある ③ 取り組み内容等を見直す必要がある	① 効果が表れている ② さらに力を入れて推進する必要がある ③ 取り組み内容等を見直す必要がある
成果	・地域福祉活動を始めるきっかけづくりとして、広報誌やホームページ、SNS等、様々な媒体を活用して広報啓発の充実を図ったほか、地域社協や町会の活動者等を対象として情報交換会や研修会を開催して活動の拡がりを支援し、地域福祉活動への参加促進や活動自体の支援、多様な地域福祉活動の担い手の育成を進めている。 ・さまざまな寄付に係る情報を積極的に発信し、寄付文化の醸成を図った。 【関連項目：資料2－3 1-1No.5、No.10、No.11、No.22 等】 ・新たな地域福祉の担い手を育成するため、小学生向けの福祉教材を作成・配付し、授業で活用してもらうほか、福祉・介護の仕事の魅力等が伝わるエピソードの漫画を用いて福祉・介護の仕事を紹介する冊子を作成し、市立中学校1年生へ配付するなど、こどもの頃から福祉に親しみ、関心を持てる環境づくりを行った。 【関連項目：資料2－3 1-1No.3、No.4 資料2－2 2-1②】	・地域福祉活動を始めるきっかけづくりとして、広報誌やホームページ、SNS等、様々な媒体を活用して広報啓発の充実を図ったほか、地域社協や町会の活動者等を対象として情報交換会や研修会を開催し、地域福祉活動への参加促進等、多様な地域福祉活動の担い手の育成を進めている。 ・コロナ禍を契機に福祉サービス・福祉活動の重要性が再認識されたことに加え、SDGsに対する意識の広がりに伴い、企業や各種団体からの寄付は増加しており、支援を必要とする施設や団体等へ払出した結果等を広報紙等で広く周知することで、寄付文化の醸成を図った。 【関連項目：資料2－3 1-1No.5、No.10、No.11、No.22 等】 ・新たな地域福祉の担い手を育成するため、小学生向け福祉教材を作成・配付し、授業で活用してもらうほか、福祉・介護の仕事の魅力等が伝わるエピソードの漫画を用いて福祉・介護の仕事を紹介する冊子を作成し、市立中学校1年生へ配付するなど、こどもの頃から福祉に親しみ、関心を持てる環境づくりを行った。 【関連項目：資料2－3 1-1No.3、No.4 資料2－2 2-1②】	・地域福祉活動を始めるきっかけづくりとして、広報誌やホームページ、SNS等、様々な媒体を活用して広報啓発の充実を図ったほか、地域社協や町会の活動者、民生委員等を対象として情報交換会や研修会を開催し、地域福祉活動への参加促進等、多様な地域福祉活動の担い手の育成を進めている。 ・SDGsに対する意識の広がりに伴い、企業や各種団体のほか、商店や個人からも寄付の相談は増加しており、支援を必要とする施設や団体等へ払出した結果等を広報紙等で広く周知することで、寄付文化の醸成を図った。 【関連項目：資料1－3：1-1No.5、No.10、No.11、No.22 等】 ・新たな地域福祉の担い手を育成するため、小学生向け福祉教材を作成・配付し、授業で活用してもらうほか、福祉・介護の仕事の魅力等が伝わるエピソードの漫画を用いて福祉・介護の仕事を紹介する冊子を作成し、市立中学校1年生へ配付するなど、こどもの頃から福祉に親しみ、関心を持てる環境づくりを行った。 【関連項目：資料1－3：1-1No.3、No.4 資料1－2：2-1②】
課題・改善方策	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、各種サロン等の居場所づくりや、訪問による見守り等、人と人のつながりを基本とした地域活動の実施が難しくなっている。コロナ禍においても、オンラインの活用などをはじめとして、情報共有等連携強化を図れるような取り組みの実施や、感染予防対策を十分におこなうなどの工夫をしながら、地域活動が続けられるように支援を充実させていく必要がある。	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、各種サロン等の居場所づくりや、訪問による見守り等、人と人のつながりを基本とした地域活動の実施が難しくなっているが、コロナ禍においても、オンラインの活用などをはじめとして、情報共有等連携強化を図れるような取り組みの実施や、感染予防対策を十分におこなうなどの工夫をしながら、地域活動が続けられるように支援を充実させていく必要がある。 ・地域格差の解消や若年層の参画が課題であり、今後もあらゆる機会を通じて啓発活動を継続していく必要がある。	・各種サロン等の居場所づくりや、訪問による見守り等、人と人のつながりを基本とした地域活動が少しずつ再開されており、引き続きオンラインの活用などをはじめとして、情報共有等連携強化を図れるような取り組みの実施など地域活動が続けられるように支援を充実させていく必要がある。 ・若年層などあらゆる世代が地域福祉に関心をもち、地域活動の参加につながるよう今後も啓発活動を継続していく必要がある。

大阪市地域福祉基本計画全体の評価指標確認シート（令和6年3月末時点）
計画第3章に記載している施策の方向性ごとに設定した評価指標について、年度ごとの数値を確認します。

基本目標1	【施策の方向性】1－2 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進					
	評価項目・評価指標	基準値（測定方法）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
気にかける地域づくり	(1) 多様な主体の参画と協働 (2) 社会資源の有効活用					
	大阪市における保健、医療または福祉の増進を図る活動をおこなっているNPO法人の数	824法人 （内閣府NPOホームページ） （令和2年3月末時点）	827法人 （内閣府NPOホームページ） （令和4年3月末時点）	810法人 （内閣府NPOホームページ） （令和5年3月末時点）	880法人 （内閣府NPOホームページ） （令和6年3月末時点）	
	何らかの公益的な取り組みを実施していると答えた社会福祉施設の割合	85.4% （令和元年度 社会福祉法人の公益的な取り組みに係る実態調査）		86.9% ※ （令和3年度 地域における公益的な取組に関する実態調査） ※実施中の取組が1つ以上ある（67.7%）と、中止・休止中の取組が1つ以上ある（19.2%）の合計		

施策の方向性ごとの総合評価
施策の方向性ごとに評価し、成果や課題の抽出及び改善方策の検討をおこないます。

【施策の方向性】1－2 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
達成状況	1 効果が表れている ② さらに力を入れて推進する必要がある 3 取り組み内容等を見直す必要がある	1 効果が表れている ② さらに力を入れて推進する必要がある 3 取り組み内容等を見直す必要がある	1 効果が表れている ② さらに力を入れて推進する必要がある 3 取り組み内容等を見直す必要がある
成果	・市民活動・ボランティア活動に役立つ様々な資源情報を収集・発信できる「市民活動総合ポータルサイト」の運営、活動団体が他の団体や企業等と連携・協働を進めるための「交流の場」の開催や、地域まちづくりに資する空家の改修費等に対して補助を行う「空家利活用改修補助事業」を実施するなど、多様な主体の参画・協働を後押しした。 【関連項目：様式①1-2No.25、No.26、No.32】	・市民活動・ボランティア活動に役立つ様々な資源情報を収集・発信できる「市民活動総合ポータルサイト」の運営、活動団体が他の団体や企業等と連携・協働を進めるための「交流の場」の開催や、地域まちづくりに資する空家の改修費等に対して補助を行う「空家利活用改修補助事業」を実施するなど、多様な主体の参画・協働を後押しした。 【関連項目：資料2－2 1-2No.25、No.26、No.32】 ・コロナ禍において、地域に向けた公益的な取組を中止または休止している施設も多いが、1施設当たりの取組のプログラム、メニューは総じて増加している。	・市民活動・ボランティア活動に役立つ様々な資源情報を収集・発信できる「市民活動総合ポータルサイト」の運営、活動団体が他の団体や企業等と連携・協働を進めるための「交流の場」の開催や、地域まちづくりに資する空家の改修費等に対して補助を行う「空家利活用改修補助事業」を実施するなど、多様な主体の参画・協働を後押しした。 【関連項目：資料1－2：1-2No.25、No.26、No.32】
課題・改善方策	・引き続き普及・啓発を図っていく必要がある。 ・コロナ禍において、地域に向けた公益的な取組を中止または延期している施設が多い中、社会福祉施設が一体的に、コロナ禍でも実施できる取組を推進できるよう、今後も支援が必要となる。	・引き続き多様な主体の参画と協働の推進のために、普及・啓発を図っていく必要がある。 ・社会福祉施設がコロナ禍でも実施できる取組を推進、また中止・休止した取組を再開できるよう、今後も支援が必要となる。	・引き続き多様な主体の参画と協働の推進のために、普及・啓発を図っていく必要がある。 ・多様な主体とのマッチングやコーディネート の促進が必要となる。

大阪市地域福祉基本計画全体の評価指標確認シート（令和6年3月末時点）
計画第3章に記載している施策の方向性ごとに設定した評価指標について、年度ごとの数値を確認します。

基本目標1	【施策の方向性】 1－3 災害時等における要援護者への支援					
	評価項目・評価指標	基準値（測定方法）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
・気 支に えか ける 地・ 域つ なぐ りる	(1) 災害時における要援護者への支援 (2) 災害時に備えた地域におけるつながりづくり					
	福祉避難所登録箇所数	344箇所 （令和元年度3月末時点）	359箇所 （令和3年度3月末時点）	361箇所 （令和4年度3月末時点）	361箇所 （令和5年度3月末時点）	
	災害時等にひとりで避難できない高齢者世帯のうち手助けを頼める人がいない世帯の割合	22.5% （令和元年度高齢者実態調査）		22.2% （令和4年度高齢者実態調査）		実態調査は3年ごとに実施。
	災害時など緊急時に「近所の人・地域の人」に協力を求めることができる人がいない障がい者（児）の割合	26.3% （令和元年度障がい者(児)基礎調査）		29.1% （令和4年度障がい者(児)基礎調査）		実態調査は3年ごとに実施。

施策の方向性ごとの総合評価

施策の方向性ごとに評価し、成果や課題の抽出及び改善方策の検討をおこないます。

【施策の方向性】 1－3 災害時等における要援護者への支援			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
達成状況	① 効果が表れている ② さらに力を入れて推進する必要がある ③ 取り組み内容等を見直す必要がある	① 効果が表れている ② さらに力を入れて推進する必要がある ③ 取り組み内容等を見直す必要がある	① 効果が表れている ② さらに力を入れて推進する必要がある ③ 取り組み内容等を見直す必要がある
成果	・福祉避難所登録箇所数は3箇所増加し、359箇所。 【関連項目：資料2－3 1-3No.41】 ・「大阪市地域防災計画」において、災害対応の段階（フェーズ）に沿った構成とし、令和3年5月の災害対策基本法の改正を踏まえるなどの修正を行った。 【関連項目：資料2－3 1-3No.41】 ・「区地域防災計画」を大阪市ホームページで公表し、災害リスク等について市民と共有することにより、防災対策の推進・強化を図っている。「大阪市地域防災計画」の修正内容を「区地域防災計画」に反映していく。 【関連項目：資料2－3 1-3No.35】	・福祉避難所登録箇所数は前年度より2箇所増加し、361箇所。 【関連項目：資料2－3 1-3No.41】 ・「大阪市地域防災計画」（令和4年4月1日）について、水防法改正や洪水予報の運用変更を踏まえ、本市の防災対策の一層の強化・推進を図ることを目的に修正を行った。 【関連項目：資料2－3 1-3No.34】 ・「区地域防災計画」を大阪市ホームページで公表し、災害リスク等について市民と共有することにより、防災対策の推進・強化を図っている。「大阪市地域防災計画」の修正内容を「区地域防災計画」に反映していく。 【関連項目：資料2－3 1-3No.35】	・福祉避難所登録箇所数は前年度に続き361箇所。 【関連項目：資料1－3：1-3No.41】 ・「大阪市地域防災計画」（令和5年4月1日）について、水防法改正や洪水予報の運用変更を踏まえ、本市の防災対策の一層の強化・推進を図ることを目的に令和4年度に修正を行い、本市ホームページに公開した。 【関連項目：資料1－3：1-3No.34】 ・「区地域防災計画」を大阪市ホームページで公表し、災害リスク等について市民と共有することにより、防災対策の推進・強化を図っている。 ・「大阪市地域防災計画」の修正内容を「区地域防災計画」に反映していく。 【関連項目：資料1－3：1-3No.35】
課題・改善方策	・市民等の自主防災組織との連携、支援を含め、防災活動の総合的、計画的かつ効果的な実施を図る必要がある。 ・各区へ地域防災力向上アドバイザーを派遣し、総合防災訓練への継続的な実施支援を行っている。また、地域防災力向上アドバイザーが助言・指導を行うことにより、障がい等の特性について理解を深めていただくことで、関係づくりの構築に向けた啓発を進めている。	・市民等の自主防災組織との連携、支援を含め、防災活動の総合的、計画的かつ効果的な実施を図る必要がある。 ・令和4年度より地域防災力向上アドバイザー事業を廃止し、各区へ予算移管し、各区により地域の避難支援等の取組を引き続き実施する。危機管理室においては、チームサイトにおいて、各区の防災に関する取り組みや課題を情報共有するなど、引き続き各区による地域の避難支援等の取組を支援していく。	・市民等の自主防災組織との連携、支援を含め、防災活動の総合的、計画的かつ効果的な実施を図る必要がある。 ・危機管理室においては、共有ライブラリーや区防災担当者連絡会において、各区の防災に関する取り組みや課題を情報共有するなど、引き続き各区による地域の避難支援等の取組を支援していく。

大阪市地域福祉基本計画全体の評価指標確認シート（令和6年3月末時点）
計画第3章に記載している施策の方向性ごとに設定した評価指標について、年度ごとの数値を確認します。

基本目標2	【施策の方向性】2－1 相談支援体制の充実					
	評価項目・評価指標	基準値（測定方法）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
だれでも・いつでも・どこでも・なんでも言える相談支援体制	（1）複合的な課題等の抱えた人への支援 （2）生活困窮者自立支援制度との連携 （3）こどもの貧困対策との連携 （4）相談支援体制を支える人材の育成・確保					
	「総合的な支援調整の場（つながる場）」の開催数	158回 （令和元年度実績）	130回 （令和3年度末実績）	145回 （令和4年度末実績）	146回 （令和5年度末実績）	
	つながる場の開催における生活困窮者自立支援相談窓口を経由した件数・割合	33件・20.9% （令和元年度実績）	30件・23.1% （令和3年度末実績）	13件・9.0% （令和4年度末実績）	15件・10.3% （令和5年度末実績）	
	こどもサポートネットにより支援につながった割合	アセスメント対象のこども2,678人(全体の6.1%)が発見され、うち1,969人を支援につなげた（73.5%）	アセスメント対象のこども3,434人(全体の1.4%)が発見され、うち1,729人を支援につなげた（65.1%）（令和4年3月末）	アセスメント対象のこども3,356人(全体の2.0%)が発見され、うち3,181人を支援につなげた（95.4%）（令和5年3月末）	アセスメント対象のこども3,608人(全体の2.2%)が発見され、うち3,442人を支援につなげた（95.4%）（令和6年3月末）	
	複合的な課題を抱えた人を支援するために、専門家等（スーパーバイザー）による支援を受けた回数	127回 （令和元年度実績）	73回 （令和3年度末実績）	104回 （令和4年度末実績）	120回 （令和5年度末実績）	

施策の方向性ごとの総合評価
施策の方向性ごとに評価し、成果や課題の抽出及び改善方策の検討をおこないます。

【施策の方向性】2－1 相談支援体制の充実			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
達成状況	1 効果が表れている 2 さらに力を入れて推進する必要がある 3 取り組み内容等を見直す必要がある	1 効果が表れている 2 さらに力を入れて推進する必要がある 3 取り組み内容等を見直す必要がある	1 効果が表れている 2 さらに力を入れて推進する必要がある 3 取り組み内容等を見直す必要がある
成果	・令和元年度より全区において総合的な相談支援体制の充実事業を実施しており、各区において「つながる場」を開催するなど着実に取り組んでいる。各区の事業進捗状況を把握するとともに、各区の事業実施体制・各区の好事例の情報共有・課題共有の研修会を開催している（5月・9月・1月・3月に実施） 【関連項目 資料2－2 1-1、資料2－3 2-1 No.48、No.49 等】 ・支援の必要なこどもとその世帯を総合的に支援することもサポートネット事業を平成30年度から2年間7区にてモデル実施を行い、令和2年度からは全区にて事業を実施した。新型コロナウイルス感染症によるアウトリーチ等に関する影響はあったが、414校のうち327校がスクリーニング会議Ⅱを実施し、支援の必要なケースを把握し、適切な支援につないでいる。 【関連項目：資料2－3 2-1No.57】	・総合的な相談支援体制の充実事業においては、各区で「つながる場」を開催するなど着実に取り組んでいる。各区の事業進捗状況を把握するとともに、各区の事業実施体制・各区の好事例の情報共有・課題共有の研修会を開催している。（5月・8月・2月に実施） ・つながる体制推進員を全区に1名配置し、定期的に研修をおこない、資質向上に取り組んだ。 【関連項目 資料2－3 2-1 No.48、No.49、資料2－2 1-1】 ・こどもサポートネット事業において、新型コロナウイルス感染症によるアウトリーチ等に関する影響はあるものの、405校のうち391校がスクリーニング会議Ⅱを実施し、支援の必要なケースを把握し適切な支援につないでいる。 【関連項目：資料2－3 2-1No.57】	・総合的な相談支援体制の充実事業においては、各区で「つながる場」を開催するなど着実に取り組んでいる。各区の事業進捗状況を把握するとともに、各区の事業実施体制・各区の好事例の情報共有・課題共有の研修会を開催している。（5月・9月・1月に実施） ・つながる体制推進員を全区に1名配置し、定期的に研修をおこない、資質向上に取り組んだ。 【関連項目 資料1－3：2-1 No.48、No.49 資料1－2：1-1】 ・こどもサポートネット事業において、405校のうち399校がスクリーニング会議Ⅱを実施し、支援の必要なケースを把握し適切な支援につないでいる。 【関連項目：資料1－3：2-1No.57】
課題・改善方策	・ヤングケアラーや社会的つながりが希薄な世帯の支援など新しい課題への対応においても、分野を越えた多機関連携が重要となっている。 ・今後も研修会の開催や好事例の共有のほか、「総合的な相談支援体制の充実に向けた行動指標」を活用するなど、市全域において事業の水準を高めていく必要がある。	・総合的な相談支援体制の充実事業において、つながる体制推進員の活動により相談件数が増加したため、今後はさらなる対応力の向上が必要となる。また、「つながる場」の開催事例においては継続ケースが増加している。 さらに、今後も各区の好事例について共有する機会を定期的に設けるほか、ケアラー支援などの今日的な課題にも着目した研修を行い、市全域において事業の水準を高めていく予定である。	・総合的な相談支援体制の充実事業において、つながる体制推進員の活動により相談件数が増加したため、今後はさらなる対応力の向上が必要となる。また、「つながる場」の開催事例においては継続ケースが増加している。 さらに、今後も各区の好事例について共有する機会を定期的に設けるほか、引き続き今日的な課題にも着目した研修を行い、市全域において事業の水準を高めていく予定である。

大阪市地域福祉基本計画全体の評価指標確認シート（令和6年3月末時点）
計画第3章に記載している施策の方向性ごとに設定した評価指標について、年度ごとの数値を確認します。

基本目標2	【施策の方向性】2－3 権利擁護支援体制の強化					
	評価項目・評価指標	基準値（測定方法）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
も だ れ で も 相 ・ 談 い つ で も 支 援 体 制 ・ づ ん く り で	（1）虐待防止の取り組みの推進					
	虐待が疑われる状況を発見した時に通報（通告）する割合	必ず通報（通告）する 27.1％ （令和元年度地域福祉実態調査）		必ず通報（通告）する 28.3％ （令和4年度地域福祉実態調査）		実態調査は3年ごとに実施。
	（2）成年後見制度等の利用促進					
	成年後見制度の認知度	44.5％（成年後見制度：法定） 21.8％（成年後見制度：任意） 5.7％（市民後見制度） （令和元年度地域福祉実態調査）		47.0％（成年後見制度：法定） 22.4％（成年後見制度：任意） 5.9％（市民後見制度） （令和4年度地域福祉実態調査）		実態調査は3年ごとに実施。
	成年後見制度相談受付件数	1,034件 （令和元年度実績）	1,217件 （令和4年3月末時点）	1,322件 （令和5年3月末時点）	1307件 （令和6年3月末時点）	
	成年後見制度利用申立て支援件数	1,103件 （令和元年度実績）	1,179件 （令和4年3月末時点）	1,120件 （令和5年3月末時点）	1028件 （令和6年3月末時点）	

施策の方向性ごとの総合評価
施策の方向性ごとに評価し、成果や課題の抽出及び改善方策の検討をおこないます。

【施策の方向性】2－3 権利擁護支援体制の強化			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
達成状況	① 効果が表れている ② さらに力を入れて推進する必要がある ③ 取り組み内容等を見直す必要がある	① 効果が表れている ② さらに力を入れて推進する必要がある ③ 取り組み内容等を見直す必要がある	① 効果が表れている ② さらに力を入れて推進する必要がある ③ 取り組み内容等を見直す必要がある
成果	・児童虐待については、昨年度に引き続き虐待防止の強化策に取り組むとともに、重大な児童虐待「ゼロ」の実現をめざし、大阪府全域で児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応に取り組んだ。 ・成年後見制度の普及啓発の推進のため、本人向け制度説明用リーフレットやホームページを通じた情報提供を実施し、広報、啓発に務めた。 ・昨年度に引き続き、主に市長申立事案について、本人にとって最も適した成年後見人等候補者を選任するための検討会議を毎週1回開催し、迅速な対応に努めている。 【関連項目：資料2－3 No.67～75、資料2－2 3-1、3-2】	・児童虐待については、引き続き虐待の未然防止・早期発見・早期対応に取り組んでおり、11月の児童虐待防止推進月間を中心に、様々な関係機関と協働しオレンジリボンキャンペーンによる啓発活動を行った。 ・成年後見制度の普及啓発の推進のため、本人向け制度説明用リーフレットやホームページを通じた情報提供を実施し、広報、啓発に務めた。 ・昨年度に引き続き、主に市長申立事案について、本人にとって最も適した成年後見人等候補者を選任するための検討会議を毎週1回開催し、迅速な対応に努めている。 【関連項目：資料2－3 No.67～75、資料2－2 3-1、3-2】	・児童虐待については、引き続き虐待の未然防止・早期発見・早期対応に取り組んでおり、11月の児童虐待防止推進月間を中心に、様々な関係機関と協働しオレンジリボンキャンペーンによる啓発活動を行った。 ・成年後見制度の普及啓発の推進のため、本人向け制度説明用リーフレットやホームページを通じた情報提供を実施し、広報、啓発に務めた。 ・昨年度に引き続き、主に市長申立事案について、本人にとって最も適した成年後見人等候補者を選任するための検討会議を毎週1回開催し、迅速な対応に努めている。 【関連項目：資料1－3：No.67～75 資料1－2：3-1、3-2】
課題・改善方策	・虐待にいち早く気付く立場にある近隣住民等からの通告・通報件数は、専門職からの通告・通報に比べると少なく、地域の特性や課題に応じた効果的な研修会や講演会を引き続き実施し普及啓発に努める。 ・児童虐待については、11月の児童虐待防止推進月間を中心に、引き続き様々な関係機関と協働して重層的な啓発活動に取り組んでいく。 ・市民後見人の養成については、参加しやすい養成講座となるよう、開催場所・時間帯・内容等についてさらなる工夫を検討するとともに、その活動や必要性を理解してもらえるよう、引き続き、効果的に普及啓発を行う必要がある。	・虐待にいち早く気付く立場にある近隣住民等からの通告・通報件数は、専門職からの通告・通報に比べると少なく、地域の特性や課題に応じた効果的な研修会や講演会を引き続き実施し普及啓発に努める。 ・児童虐待においては、引き続き11月の児童虐待防止推進月間を中心に、更なる様々な関係機関と協働し児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応を行うべく啓発活動を進めていく。 ・市民後見人の養成については、参加しやすい養成講座となるよう、開催場所・時間帯・内容等についてさらなる工夫を検討するとともに、その活動や必要性を理解してもらえるよう、引き続き、効果的に普及啓発を行う必要がある。 ・相談支援機関職員が、制度利用を必要とする方に早期に気づき、本人の意思決定に基づく適切な支援ができるよう、引き続き研修を実施していく。	・虐待にいち早く気付く立場にある近隣住民等からの通告・通報件数は、専門職からの通告・通報に比べると少ない。 ・地域の特性や課題に応じた効果的な研修会や講演会を引き続き実施し普及啓発に努める。 ・児童虐待においては、引き続き11月の児童虐待防止推進月間を中心に様々な関係機関と協働し、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応を行うべく啓発活動を進めていく。 ・市民後見人の養成については、参加しやすい養成講座となるよう、開催場所・時間帯・内容等についてさらなる工夫を検討するとともに、その活動や必要性を理解してもらえるよう、引き続き、効果的に普及啓発を行う必要がある。 ・相談支援機関職員が、制度利用を必要とする方に早期に気づき、本人の意思決定に基づく適切な支援ができるよう、引き続き研修を実施していく。